別　　紙

別紙１　国民保護に関する業務の全体像（本文６ページ）

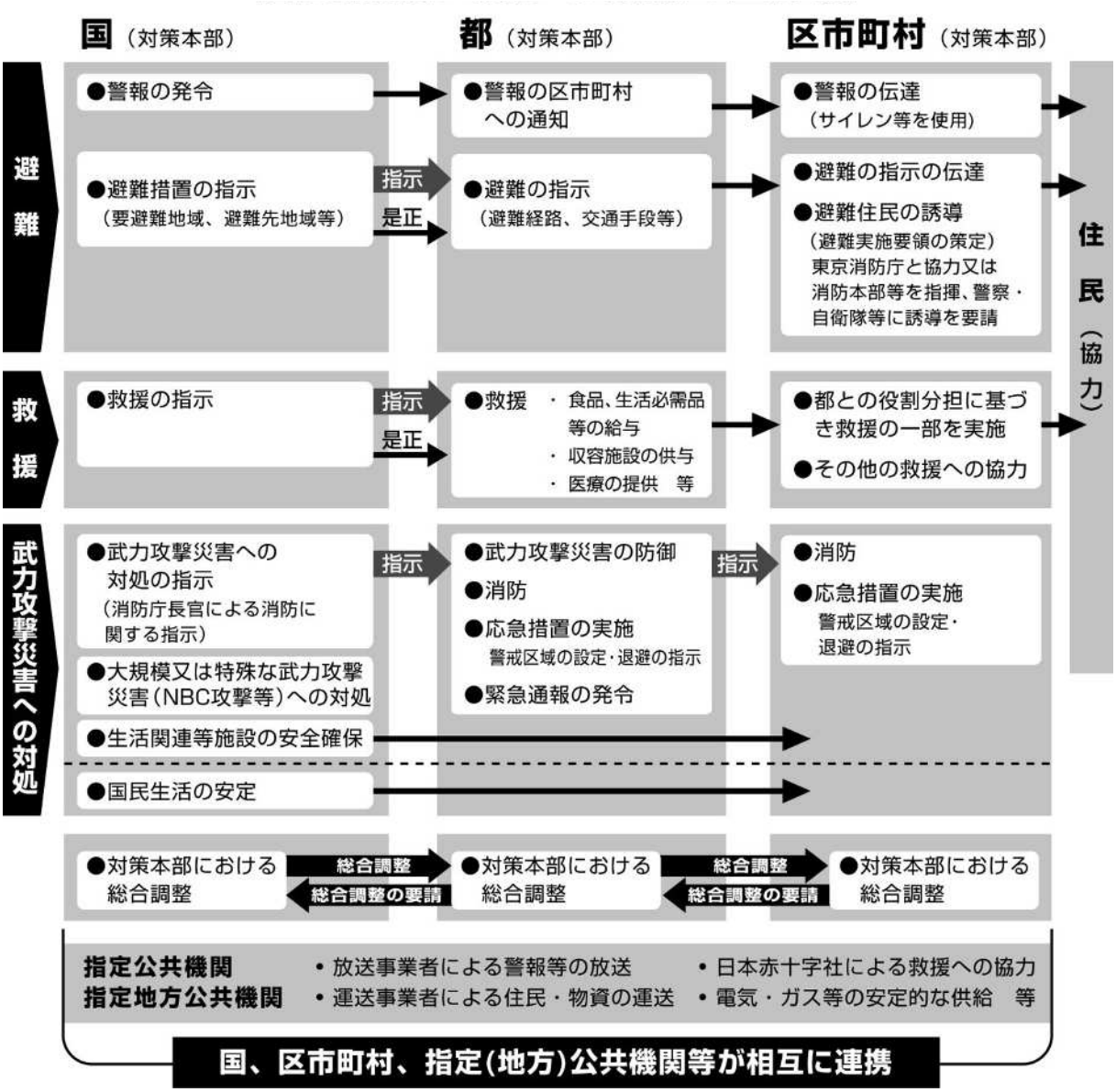

別紙２　都対策本部の構成及び職務（本文 20 ページ）

（１）構成

役　　職	構成員
本部長	知事
副本部長	副知事、警視総監及び消防総監
本部員	本部を構成する局の局長、危機管理監、危機管理副監及び知事が任命する職員
局長	局長
危機管理監	危機管理監
危機管理副監	危機管理副監
地方隊長	支庁長
本部派遣員	本部長の求めに応じて派遣された関係機関等の職員
本部連絡員	局長が局に所属する職員のうちから指名
その他の都本部の職員	局長及び支庁長が指名する職員

（２）職務

役　　職	職　　務
本部長	本部の事務を総括する。
副本部長	本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。
本部員	本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
局長	本部長の命を受け、局の事務を掌理する。
危機管理監	本部長の命を受け、各局を総合調整する。
危機管理副監	危機管理監を補佐する。
地方隊長	本部長の命を受け、地方隊の事務を掌理する。
本部派遣員	都対策本部において、資料や情報を提供、及び意見を述べる。(*) **≪派遣を求めることができる関係機関≫** ・指定地方行政機関 ・東京都を担当地区とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊

(*) 派遣の求めについては、本文 174 ページ、別紙４「③　指定地方行政機関の長及び指定公共機関に対する職員の派遣の求め等」参照。

	・区市町村 ・指定公共機関又は指定地方公共機関
本部連絡員	本部長室及び局並びに局相互間の連絡調整に当たる。
その他の都本部の職員	局長又は地方隊長の命を受け、局又は地方隊の事務に従事する。

（３）都対策本部の構成

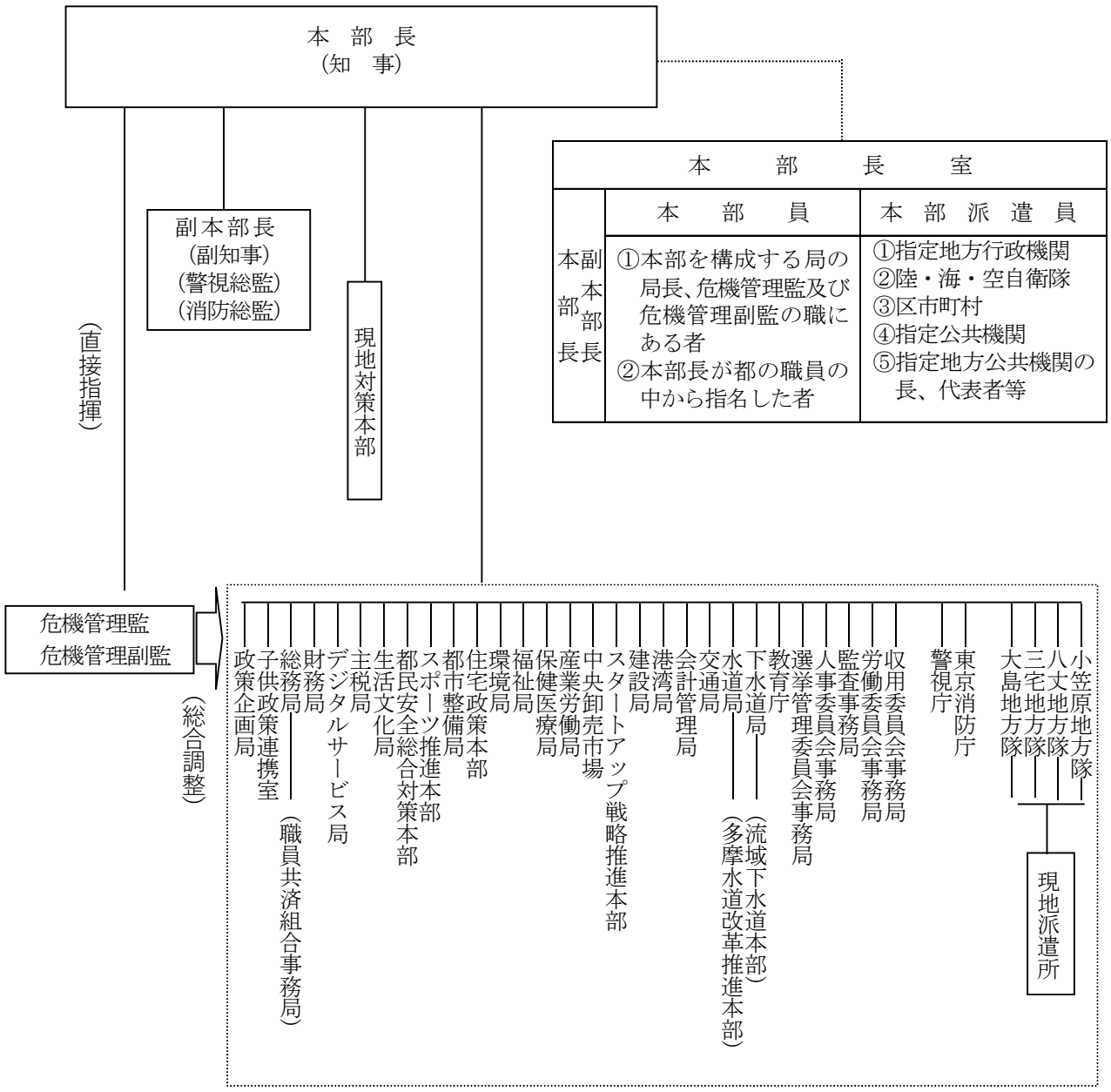

別紙３　各局の分掌事務（本文 21 ページ）

局　　名　　等	分　　掌　　事　　務
政　策　企　画　局	1　災害に関する広報及び広聴に関すること。 2　写真等による情報の収集及び記録に関すること。 3　報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 4　在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 5　災害時における他の局の応援に関すること。 6　その他特命に関すること。
子供政策連携室	災害時における他の局の応援に関すること。
総　　務　　局	1　都対策本部に関すること。 2　国民保護に関わる自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。 3　区市町村の指導連絡に関すること。 4　被災情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。 5　安否情報の収集・提供に関すること。 6　特殊標章（赤十字標章を除く。）の交付、許可に関すること。 7　都対策本部における通信施設の保全に関すること。 8　職員の動員及び給与に関すること。 9　土地等の使用に関すること。 10　都庁舎の安全確保に関すること。 11　災害時における他の局の応援に関すること。 12　前各号に掲げるもののほか、国民保護対策の連絡調整に関すること。
財　　務　　局	1　国民保護関係予算その他財務に関すること。 2　車両の調達に関すること。 3　緊急通行車両確認標章の発行等に関すること。 4　本庁舎の防災及び維持管理に関すること。 5　野外収容施設の設営に関すること。 6　災害時における他の局の応援に関すること。
デジタルサービス局	1　国民保護に係る各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関すること。 2　島しょ海底光ファイバーケーブルの保全、復旧及び調整に関すること。 3　基盤システムの維持に関すること。 4　災害時における他の局の応援に関すること。
主　　税　　局	1　被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること。 2　災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。
生　活　文　化　局	1　災害に関する被災者等からの相談業務に関すること。 2　在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること。 3　災害時のボランティア等の支援に係る総合調整に関すること。 4　私立学校に関する情報収集及び提供に関すること。 5　文化施設の点検、整備及び復旧に関すること（他の局に属するものを除く。）。 6　災害時における他の局の応援に関すること。
都民安全総合対策本部	災害時における他の局の応援に関すること。

局　　名　　等	分　　掌　　事　　務
スポーツ推進本部	1　スポーツ施設の点検、整備及び復旧に関すること（他の局に属するものを除く。）。 2　災害時における他の局の応援に関すること。
都市整備局	1　都市整備の基本的事項に関すること。 2　災害時における他の局の応援に関すること。 3　米軍施設等との情報連絡及び調整に関すること。
住宅政策本部	1　応急仮設住宅等の確保及び応急修理に関すること。 2　被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資等に関すること。 3　都営住宅等の保全に関すること。 4　災害時における他の局の応援に関すること。
環境局	1　高圧ガス及び火薬類の法令に定める施設についての情報連絡及び緊急措置に関すること。 2　ごみの処理に係る広域連絡に関すること。 3　仮設トイレ等によるし尿処理に係る広域連絡に関すること。 4　災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 5　災害時における他の局の応援に関すること。
福祉局	1　乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関すること。 2　救援物資の備蓄、運送及び配分に関すること。 3　避難者の運送及び避難施設の設営に関すること。 4　義援金の募集・受付・配分及び義援物資の取扱いに関すること。 5　災害時における他の局の応援に関すること。 6　前各号に掲げるもののほか、救援及び保護に関すること（他の局に属するものを除く。）。
保健医療局	1　医療及び防疫に関すること。 2　遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 3　赤十字標章の交付、許可に関すること。 4　地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること。 5　災害時における他の局の応援に関すること。 6　前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関すること（他の局に属するものを除く。）。
産業労働局	1　農林、漁業施設等の保全に関すること。 2　営農指導及び家畜防疫に関すること。 3　救援物資の確保及び調達に関すること。 4　中小企業及び農林漁業団体等との対策に関すること。 5　災害時における他の局の応援に関すること。
中央卸売市場	1　生鮮食料品等の確保に関すること。 2　中央卸売市場が管理する施設の保全に関すること。 3　災害時における他の局の応援に関すること。
スタートアップ戦略推進本部	災害時における他の局の応援に関すること。

別紙

局名等	分掌事務
建設局	1　河川管理施設及び海岸保全施設の保全に関すること。 2　道路及び橋梁の保全に関すること。 3　水防に関すること。 4　河川、道路等における障害物の除去に関すること。 5　公園の保全及び災害時の利用に関すること。 6　災害時における他の局の応援に関すること。
港湾局	1　港湾施設、海岸保全施設、都営漁港及び都営空港の保全並びに復旧に関すること。 2　輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路等の障害物の除去に関すること。 3　輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関すること。 4　輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関すること。 5　港湾及び都営漁港における流出油の防除に関すること。 6　災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関すること。 7　災害時における他の局の応援に関すること。
会計管理局	1　国民保護措置に必要な現金・物品の出納及び保管に関すること。 2　災害時における他の局の応援に関すること。
交通局	1　都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2　電車、バス等による運送に関すること。 3　災害時における他の局の応援に関すること。
水道局	1　水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2　応急給水に関すること。 3　災害時における他の局の応援に関すること。
下水道局	1　下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2　仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関すること。 3　災害時における他の局の応援に関すること。
教育庁	1　被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。 2　被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。 3　文教施設の点検、整備及び復旧に関すること。 4　避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること。 5　文化財の保護に関すること。 6　災害時における他の局の応援に関すること。
選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局	災害時における他の局の応援に関すること。

局　　名　　等	分　掌　事　務
警　　視　　庁	1　被災者の救出及び避難誘導に関すること。 2　行方不明者の捜索及び遺体の調査に関すること。 3　警報伝達の協力に関すること。 4　災害時における交通規制に関すること。 5　避難住民の誘導に関すること。 6　生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること。 7　関係県警察との連携に関すること。 8　前各号に掲げるもののほか、治安に関すること。
東　京　消　防　庁	1　火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2　消火、救助・救急に関すること。 3　危険物等の措置に関すること。 4　避難住民の誘導に関すること。 5　警報伝達の協力に関すること。 6　消防団との連携に関すること。 7　生活関連等施設の安全確保に対する協力に関すること。 8　前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。

別紙４　都対策本部長の権限（本文 22 ページ）

権限	内容
①　都の区域内の国民保護措置に関する総合調整	○　都対策本部長は、都の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都及び関係区市町村並びに関係指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うことができる。 　また、区市町村対策本部長から総合調整の実施を要請された場合において、必要があると認める場合は、所要の総合調整を行う。 　この場合、都対策本部長が行う総合調整は、国民保護法の規定に基づき必要な範囲内で行うものとし、区市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性及び自立性に配慮する。
②　国の対策本部長に対する総合調整の要請	○　都対策本部長は、国の対策本部長に対して、指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請することができる。 　この場合、都対策本部長は、総務省消防庁を窓口として要請を行うこととし、総合調整を要請する理由、総合調整に関係する機関等、要請の趣旨を明らかにして行う。
③　指定地方行政機関の長及び指定公共機関に対する職員の派遣の求め等	○　都対策本部長は、国民保護措置の実施に関し、指定行政機関、指定公共機関と緊密な連絡を図る必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長（当該指定地方行政機関がないときは、当該指定行政機関の長）、当該指定公共機関に対し、その指名する職員を派遣するよう求めることができる。 　また、防衛大臣に対して、その指定する職員の都対策本部会議への出席を求めることができる。 ○　都対策本部長は、区市町村、指定地方公共機関の職員等を都対策本部会議へ出席させることができる。
④　国の対策本部長に対する必要な情報の提供の求め	○　都対策本部長は、国の対策本部長に対し、都の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求めることができる。 　この場合、都対策本部長は、総務省消防庁を窓口として情報の提供を求める。
⑤　国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め	○　都対策本部長は、総合調整を行うに際して、関係機関に対し、都の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。

⑥　警視庁及び都教育委員会に対する措置の実施の求め	○　都対策本部長は、警視庁及び都教育委員会に対し、都の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求めることができる。 　この場合、都対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

別紙５　通信連絡系統図（本文 24 ページ、130 ページ）

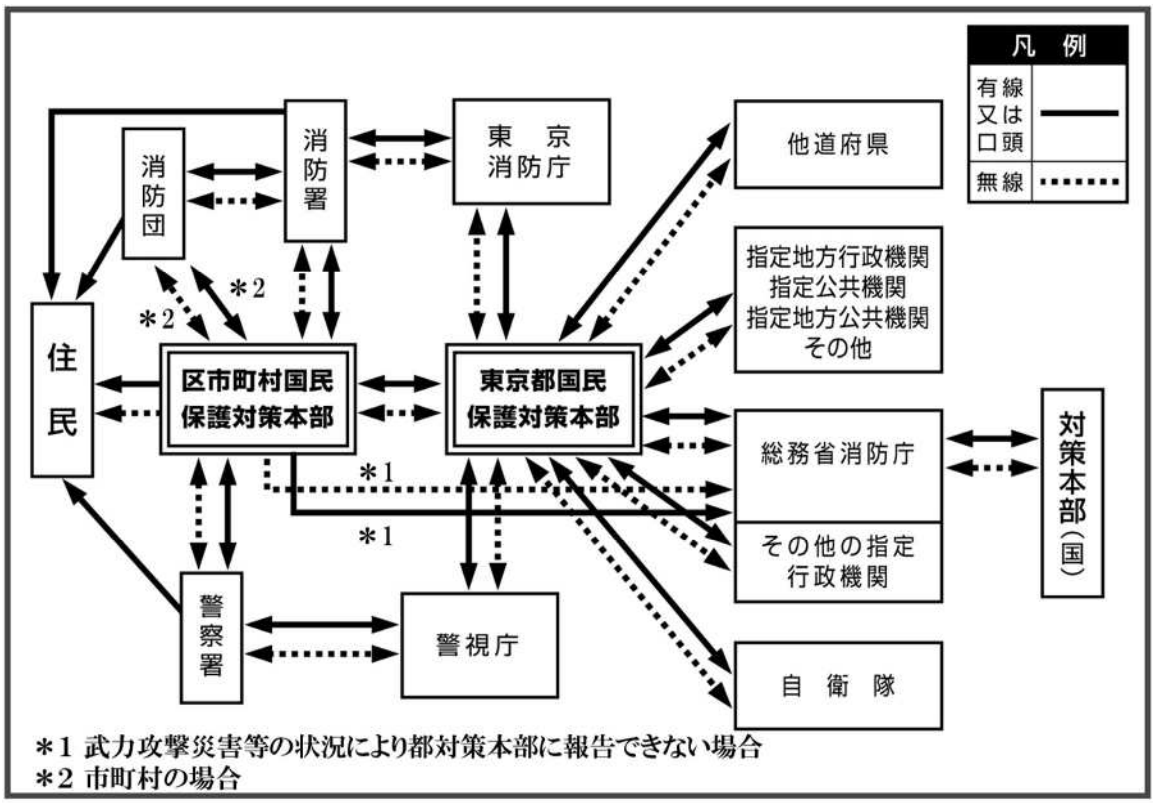

別紙６　被災情報の収集・報告系統（本文 34 ページ、134 ページ）

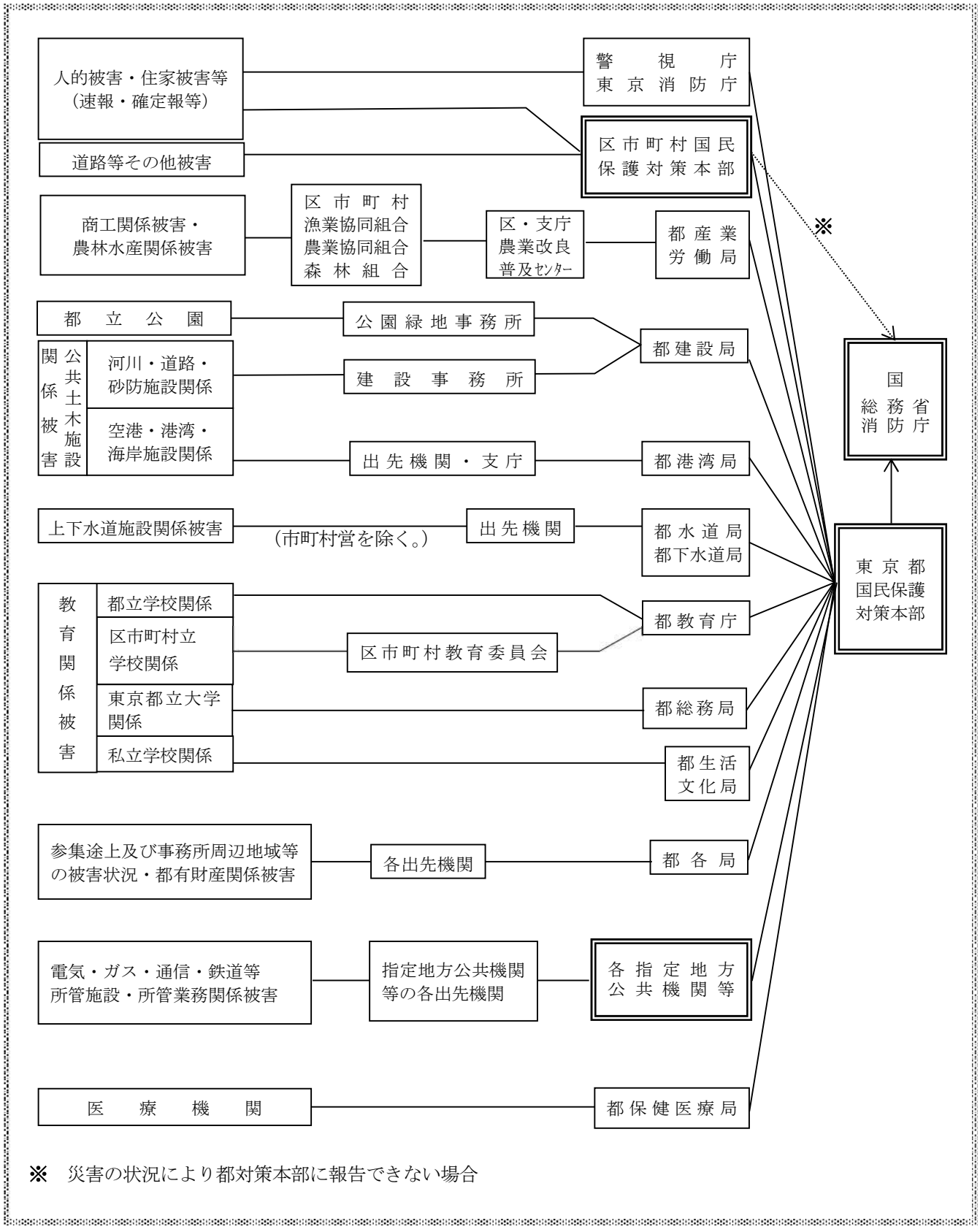

※　災害の状況により都対策本部に報告できない場合

別紙７　国民の権利・利益の救済に係る手続項目一覧（本文 37 ページ）

手　続　項　目	
損失補償 （法第159条第１項）	特定物資の収用に関すること。（法第81条第２項）
	特定物資の保管命令に関すること。（法第81条第３項）
	土地等の使用に関すること。（法第82条）
	応急公用負担に関すること。（法第113条第３項）
	車両等の破損措置に関すること。（法第155条第２項において準用する災害対策基本法第76条の３第２項後段）
実費弁償 （法第159条第２項）	医療の実施の要請等に関すること。（法第85条第１・２項）
損害補償 （法第160条）	国民への協力要請によるもの（法第70条第１・３項、80条第１項、115条第１項、123条第１項）
	医療の実施の要請等によるもの（法第85条第１・２項）
不服申立てに関すること。（法第６条、175条）	
訴訟に関すること。（法第６条、175条）	

別紙８　警報の通知・伝達の概要（本文 38 ページ）

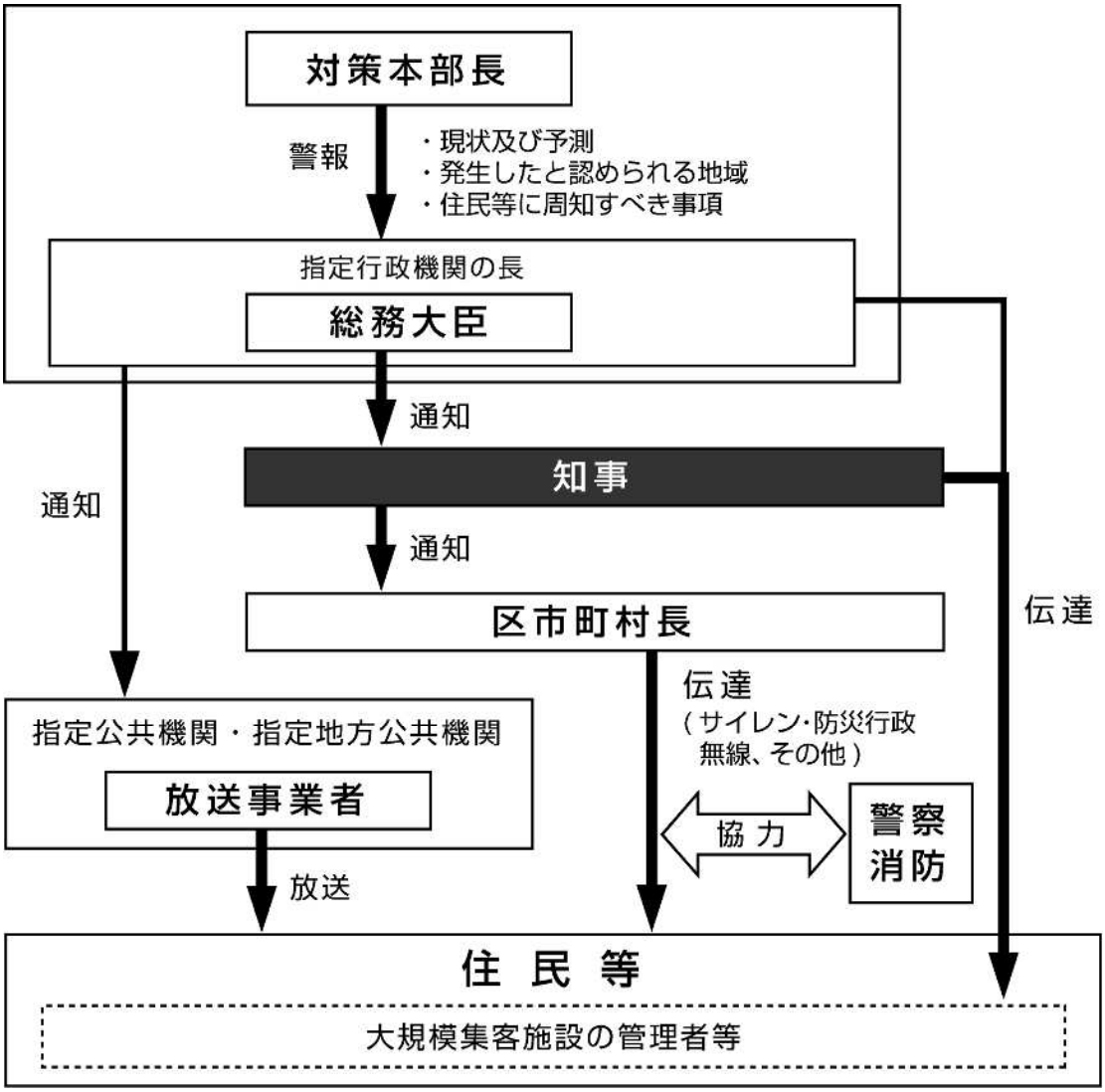

別紙９　緊急通報の発令の概要（本文 41 ページ）

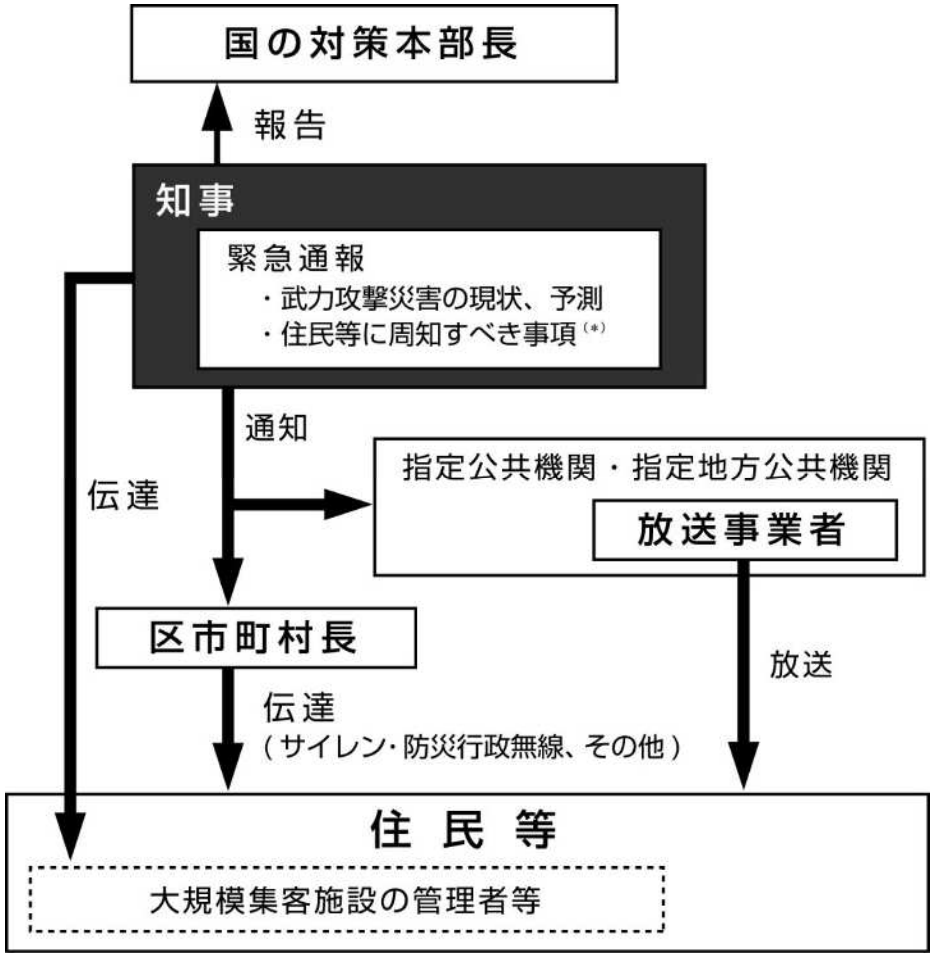

≪緊急通報の例示≫

◇　東京都○○区○○付近において、不審なゴムボートが放置。武装した不審な２～３人組が付近に潜んでいる模様

- ○○付近で銃撃と思われる音が聞こえたとの情報あり
- 現在、警察・自衛隊等関係機関が調査中
- ○○付近に居住する住民は、できるだけ外出を控え、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- その他不審者に関する情報等があれば、××－○○○○－△△△△まで電話すること。

(*)　都の指示に従って落ち着いて行動すること、テレビ・ラジオ等の情報収集手段の確保に努めることなど

別紙 10　事態類型と避難パターンの関係（本文 43 ページ）

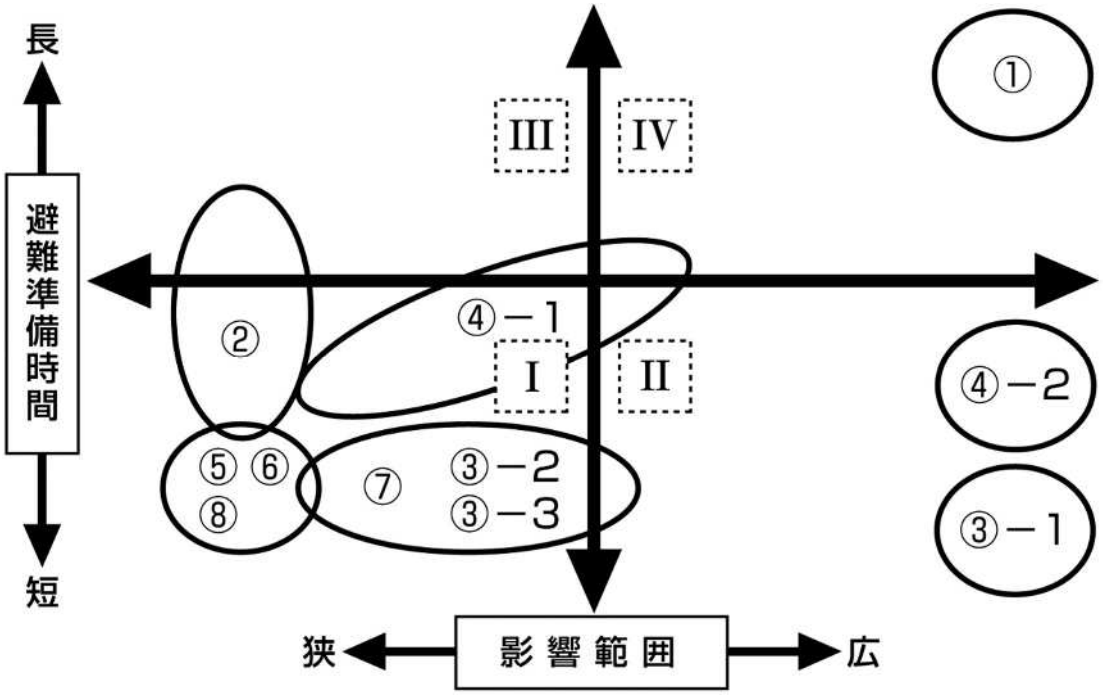

武力攻撃事態	①→着上陸侵攻 ②→ゲリラ・特殊部隊による攻撃 ③－1→弾道ミサイル攻撃［核弾頭］ ③－2→弾道ミサイル攻撃［BC 弾頭］ ③－3→弾道ミサイル攻撃［通常弾頭］ ④－1→航空攻撃 ④－2→航空攻撃［核爆弾］
緊急対処事態 （大規模なテロ等）	⑤→危険物質を有する施設への攻撃 ⑥→大規模集客施設等への攻撃 ⑦→大量殺傷物質による攻撃 ⑧→交通機関を破壊手段とした攻撃

I	直ちに家の中や近くの堅ろうな建物等に避難
II	直ちに近くの堅ろうな建物等に避難し、放射線の低減等を確認した上で更に広域的に避難
III	計画的に同一区市町村等の避難場所に避難
IV	計画的に他区市町村の避難場所に避難

図－Ⅰ　突発的かつ局地的な事態

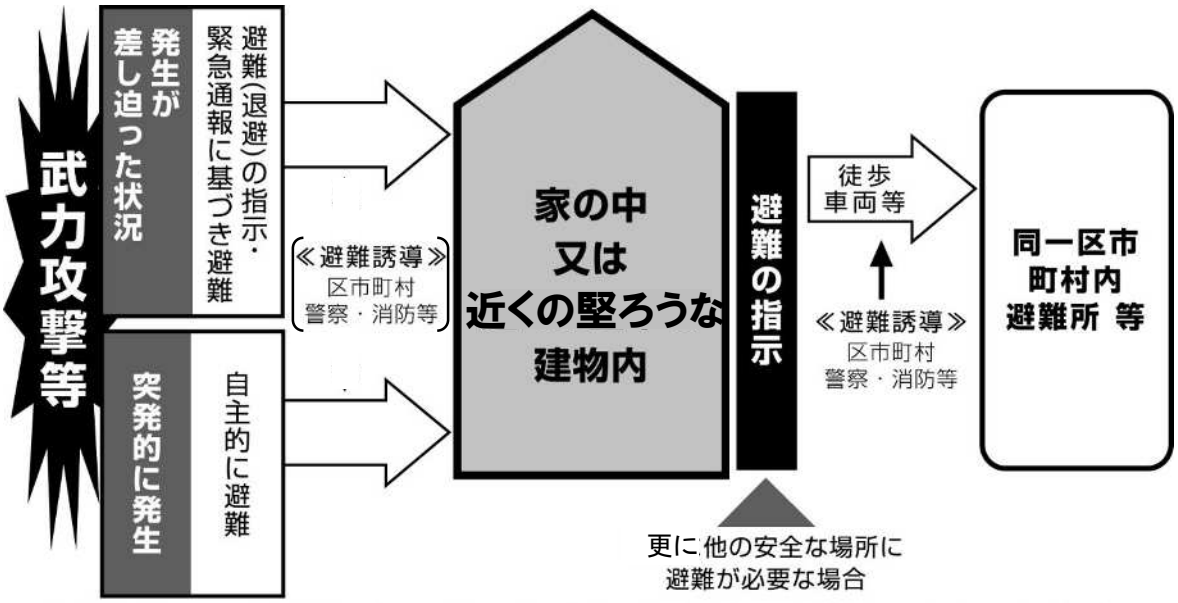

※施設内で武力攻撃等が発生した場合は、施設外への避難の指示が基本（196 頁「屋外退避のイメージ」参照）

≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

① 弾道ミサイル攻撃（通常弾頭、ＢＣ弾頭）

- 発射後短時間で着弾することが予想されるため、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める等、被害の局限化が重要
- 当初は、できるだけ近くのコンクリート造りの堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への避難を指示
- 着弾後に被害状況を把握した上で、事態の推移や弾頭の種類に応じて他の安全な地域への避難を指示

② ゲリラ・特殊部隊による攻撃

- 攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後安全措置を講じつつ適切な避難所に避難させる等の対応が必要
- 状況により、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定等時宜に応じた措置が不可欠

③ 航空攻撃（通常爆弾等）

- 弾道ミサイル攻撃に準じる。

④ 緊急対処事態（大規模テロ等）

- 「第５章　大規模なテロ等（緊急対処事態）への対処」（本文 112 ページ）で記述

図－Ⅱ　突発的かつ広範囲な事態

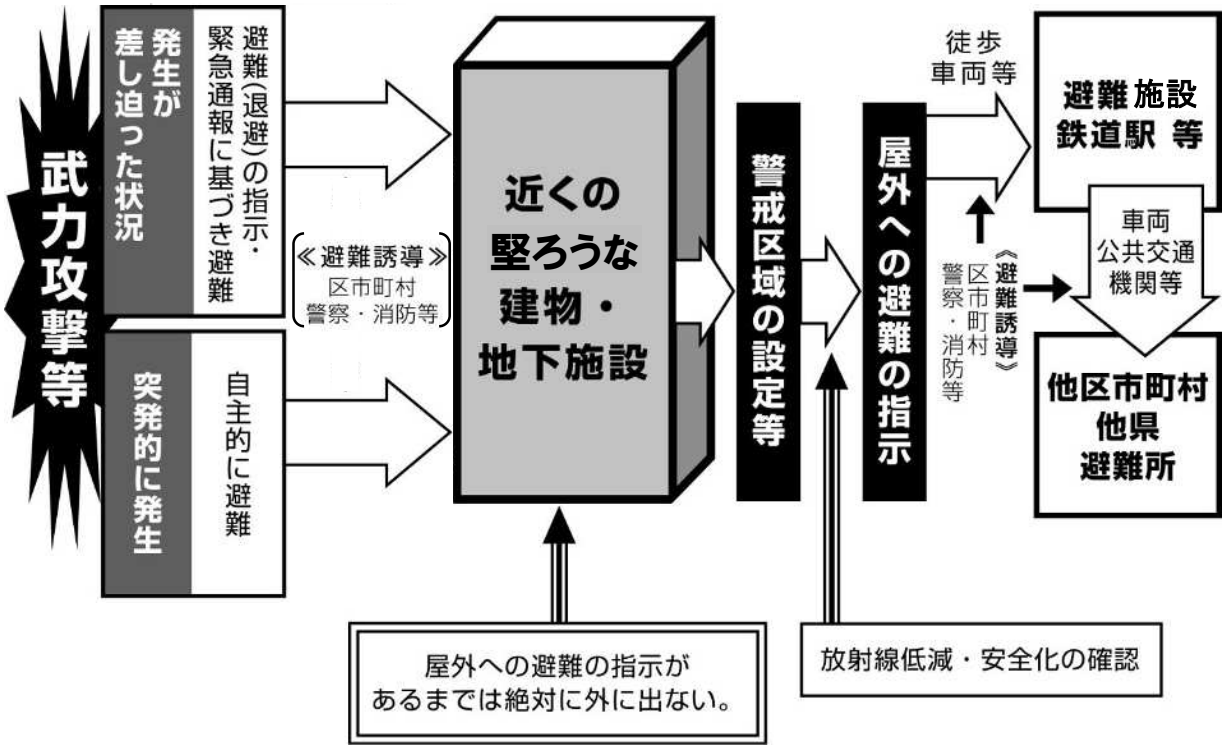

≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

①　弾道ミサイル攻撃（核弾頭）

・　攻撃当初は爆心地周辺から直ちに離れ、近くの堅ろうな建物・地下施設等に避難

・　一定時間経過後、放射線の影響を受けない安全な地域に避難

・　核爆発に伴う熱線・熱風等による直接の被害を受けないものの放射性降下物の影響を受けるおそれのある地域は、放射線の影響を受けない安全な地域への避難を指示（風下を避け極力風向きと垂直方向）

②　航空攻撃（核爆弾）

・　弾道ミサイル攻撃（核弾頭）に準じる。

図－Ⅲ　時間的余裕がありかつ局地的な事態

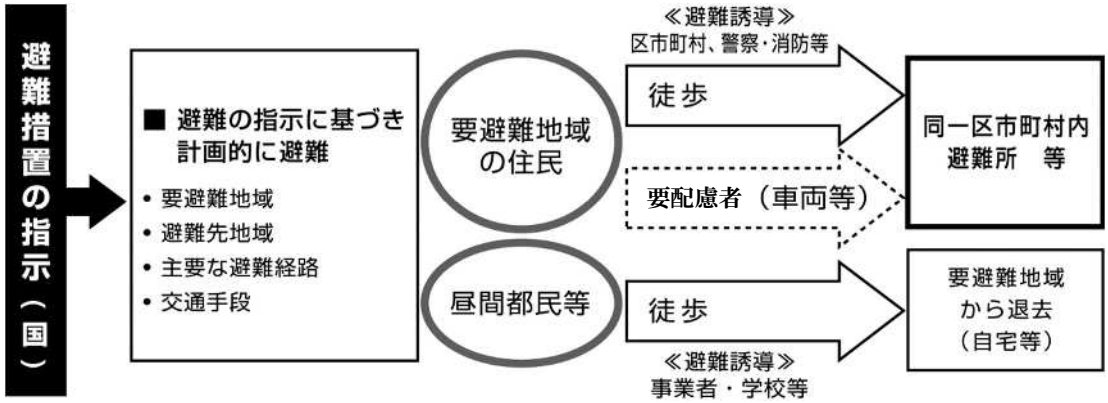

≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

①　ゲリラ・特殊部隊による攻撃（施設占拠に伴う周辺住民の避難等）

・　警察等により周辺の安全を確保した上で、それらの避難誘導に従い避難

図－Ⅳ　時間的余裕がありかつ広範囲な事態

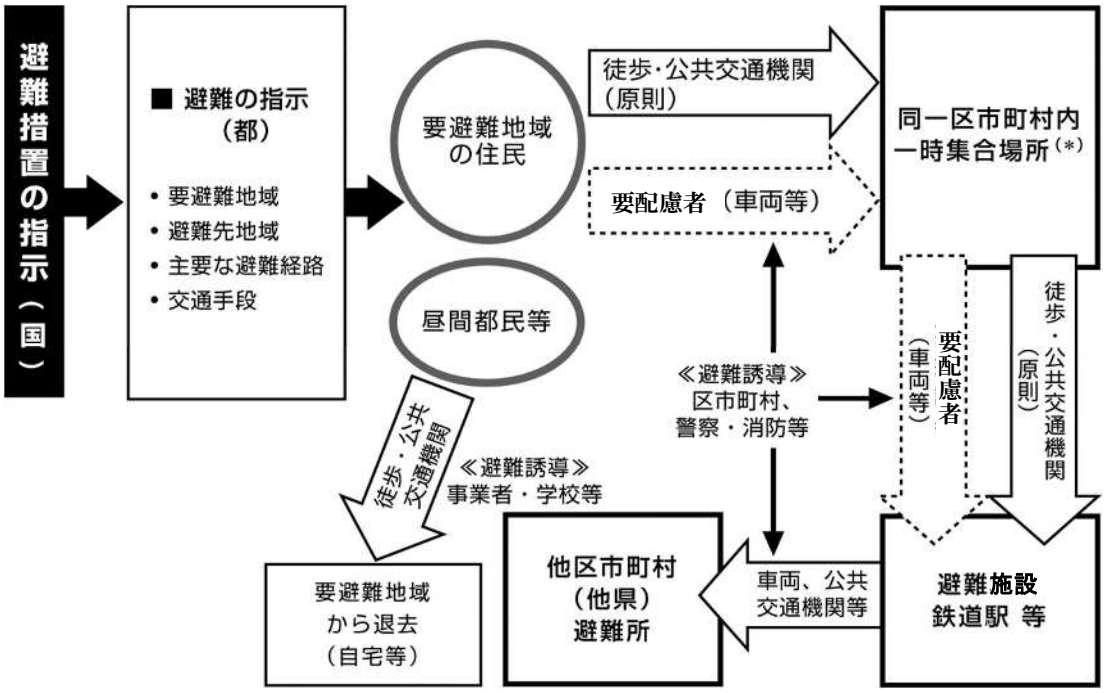

≪該当する事態類型と避難上の留意点≫

①　着上陸侵攻

・　事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要

・　都は、住民の避難に伴い、避難経路の確保と秩序だった避難のため、適

(*) 区市町村が防災計画に基づき選定している「一時集合場所」を活用する。

宜交通規制を実施

・　都の区域を越える避難の場合は、国の対策本部長は、関係知事から意見を聴き、国の方針として避難先地域等に対して避難措置を指示

別紙 11　避難の指示の概要（本文 45 ページ）

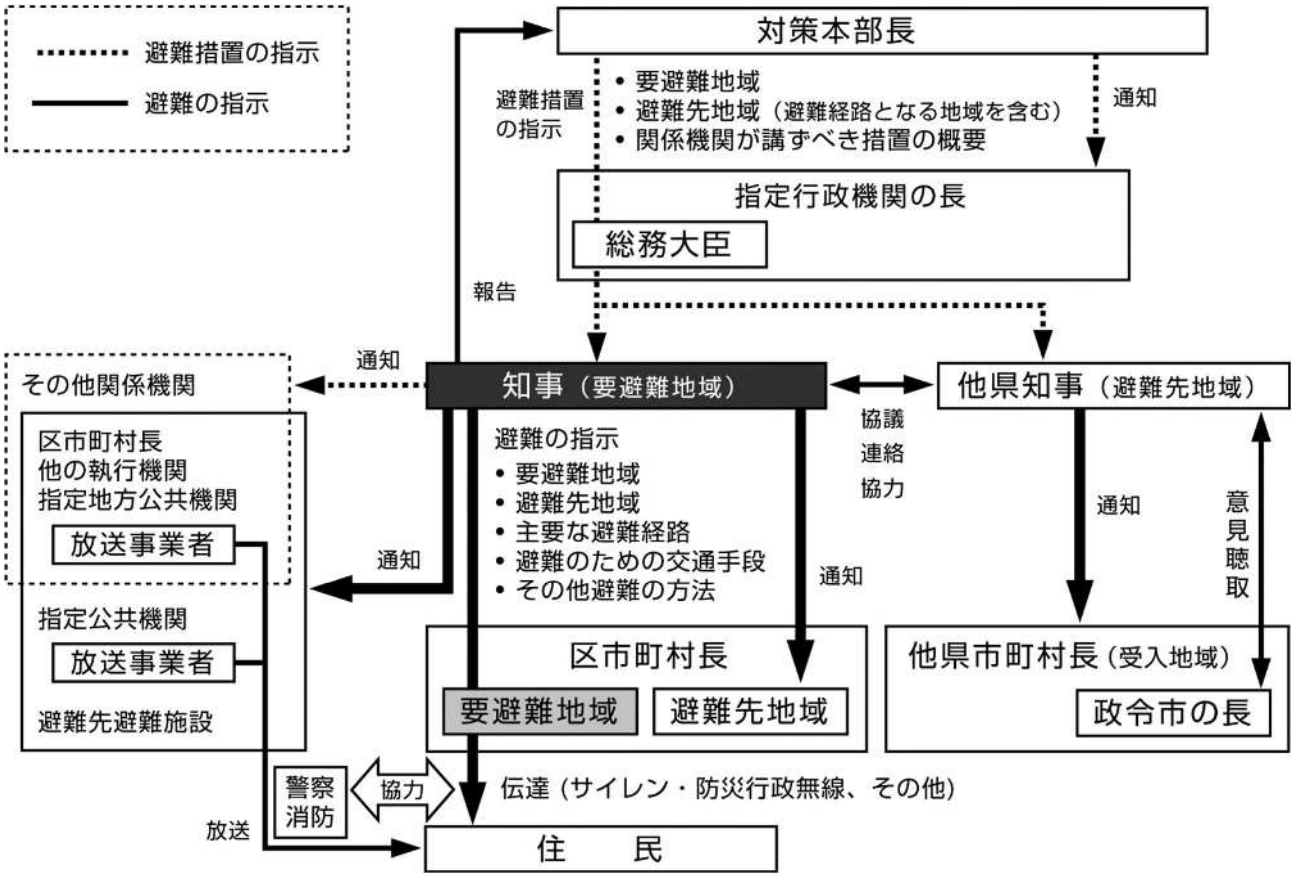

別紙 12　避難の指示の内容（例）（本文 46 ページ）

避難の指示

都知事
○月○日○時

都においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。

要避難地域の住民は、下記に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。

記

1　Ａ市ＡＡ地区の住民は、Ｂ市ＢＢ地区を避難先として、○日○時目途に避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・　運送手段及び避難経路
　国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）
　○○駅より○○鉄道（○○行　○○両編成、○便予定）
　※　○時から○時まで、国道○号及び都道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）
　※　細部については、Ａ市の避難実施要領による。
　※　Ａ市職員の誘導に従って避難する。

2　Ａ市ＢＢ地区の住民は、Ｂ市ＣＣ地区を避難先として、○日○時目途に避難を開始すること（○○時間を目途に避難を完了）。

・　運送手段及び避難経路
　徒歩により、緊急にＤＤ地区に移動の後、追って指示を待つ。
　・・・以下略・・・

（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。
- 武力攻撃の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

（注）関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載

≪弾道ミサイルによる攻撃≫（本文 48 ページ）

避難の指示

都知事
○　月○日○時

○　弾道ミサイル攻撃による警報の発令及び避難措置の指示があったので、住民は、速やかに、屋内（特に建物の中心部）に避難すること。
　その際、できるだけ、近隣の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街などに避難すること。
○　次の避難措置の指示が行われるまで、当該屋内にとどまるとともに、テレビやラジオその他の手段により、情報の入手に努めること。

（特に、着弾後において、避難措置の指示がある場合）
○　要避難地域に該当するＡ市ＡＡ地区の住民は、次に避難の指示の解除があるまで、屋内にとどまること。
　弾頭の種類は、○○剤と考えられることから、・・・・

≪ゲリラによる攻撃≫（本文 46 ページ、48 ページ）

避難の指示

都知事
○　月○日○時

○　都内で、ゲリラによる急襲的な攻撃が・・・。

○　ＡＡ地区の住民については、外出による移動には危険を伴うことから、区市町村長による誘導の連絡があるまで、屋内へ一時的に避難すること。

○　ＢＢ地区の住民については、区市町村長による誘導に従い、ＣＣ地区へ避難すること。
　健常者は、徒歩や自転車等により自力で避難することとし、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者については、バス等により避難すること。

別紙 13　都による避難住民の誘導の支援等（本文 52 ページ）

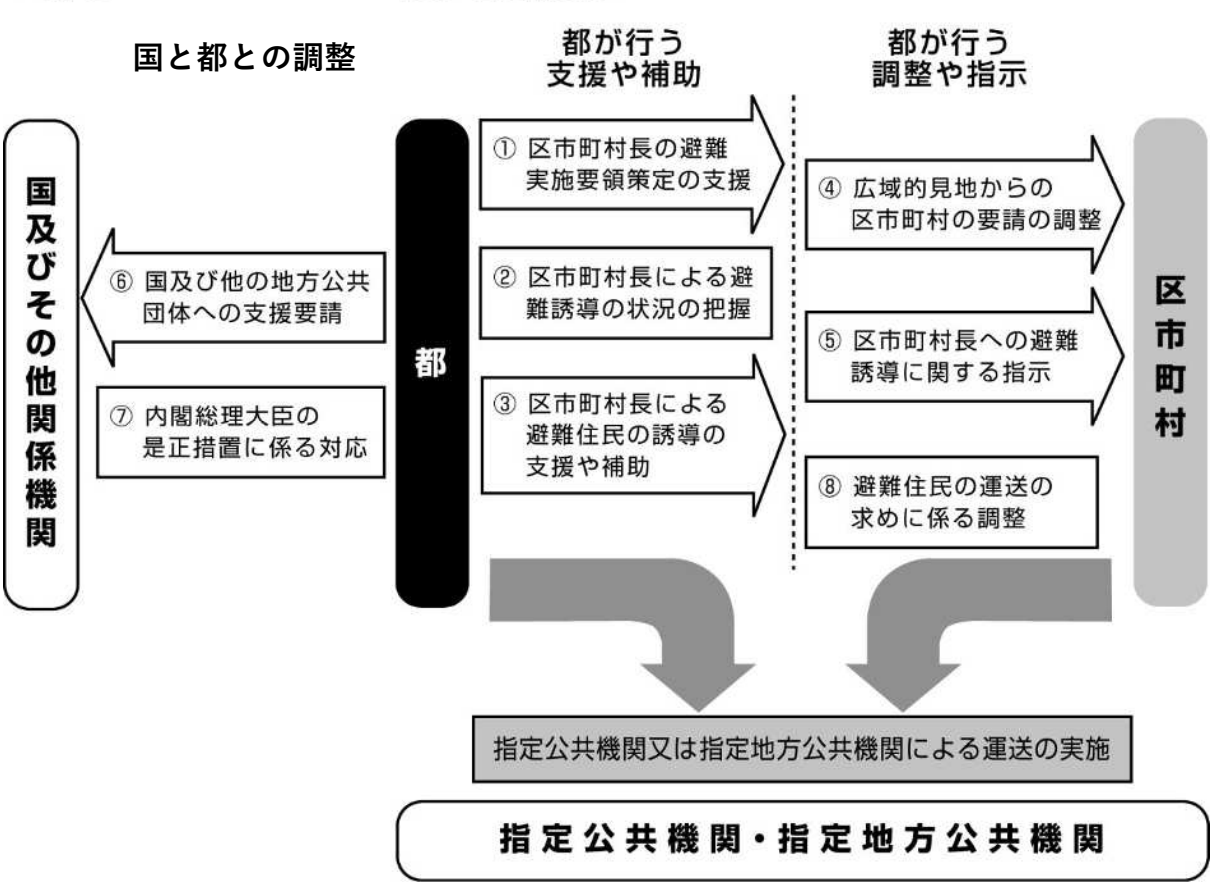

別紙 14　全島避難の基本的な流れ（本文 61 ページ）

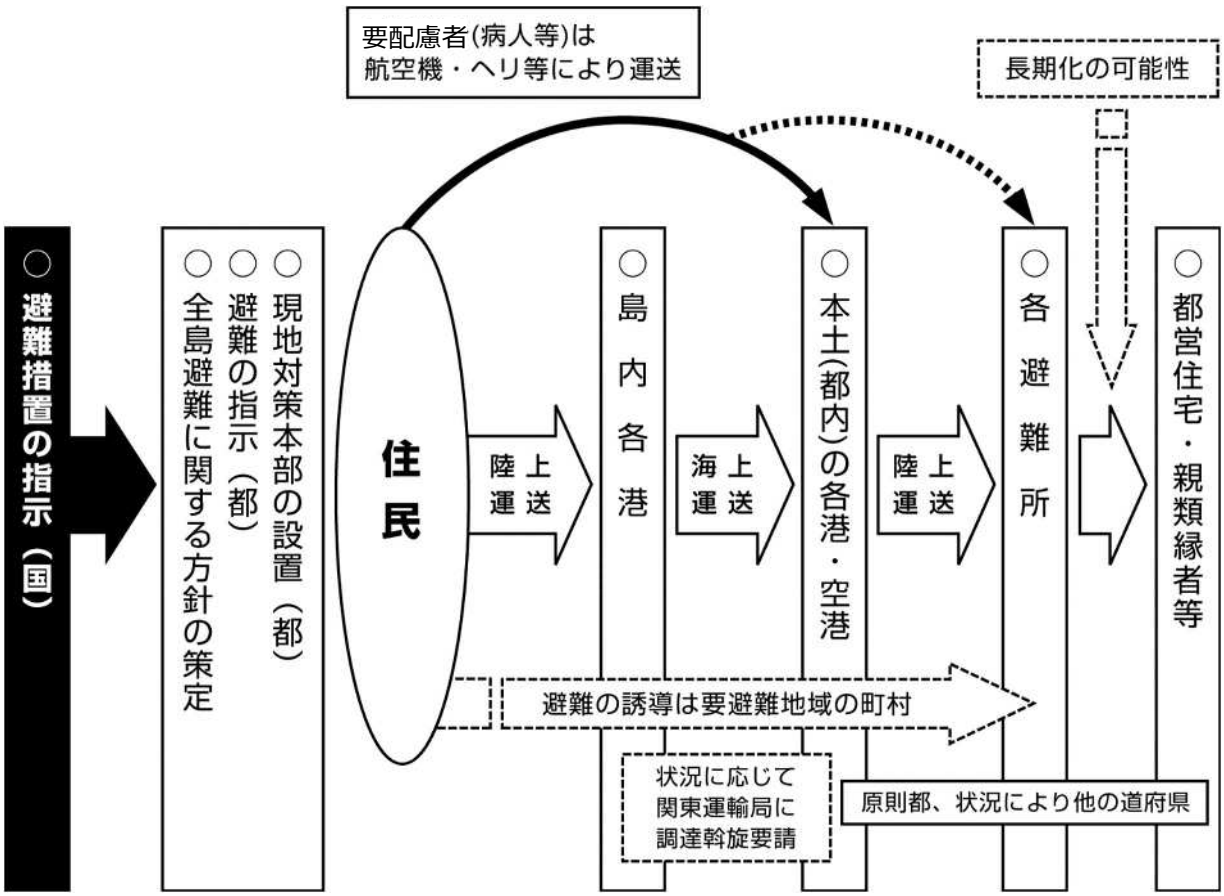

別紙 15　突発的な事態における対処の基本的な流れ（本文 64 ページ）

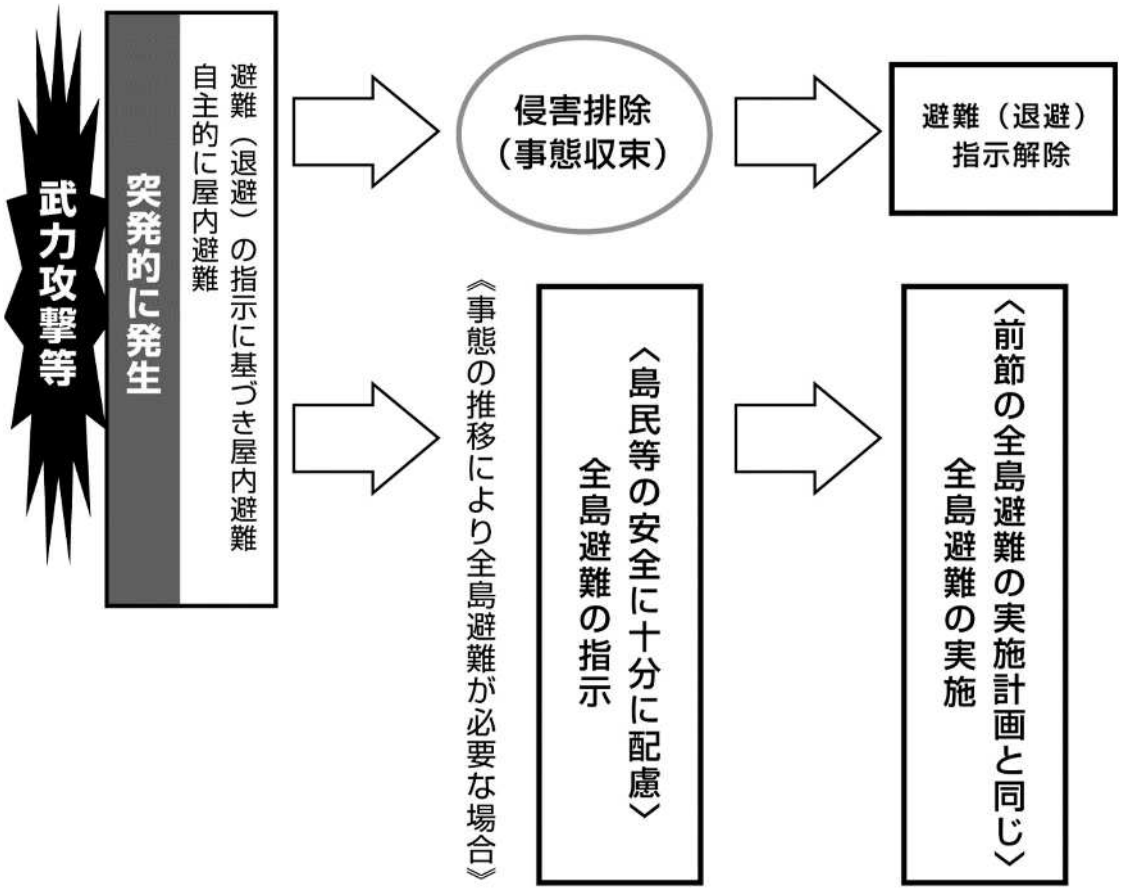

別紙 16　避難所支援本部・救援センターの役割（本文 66 ページ、71 ページ）

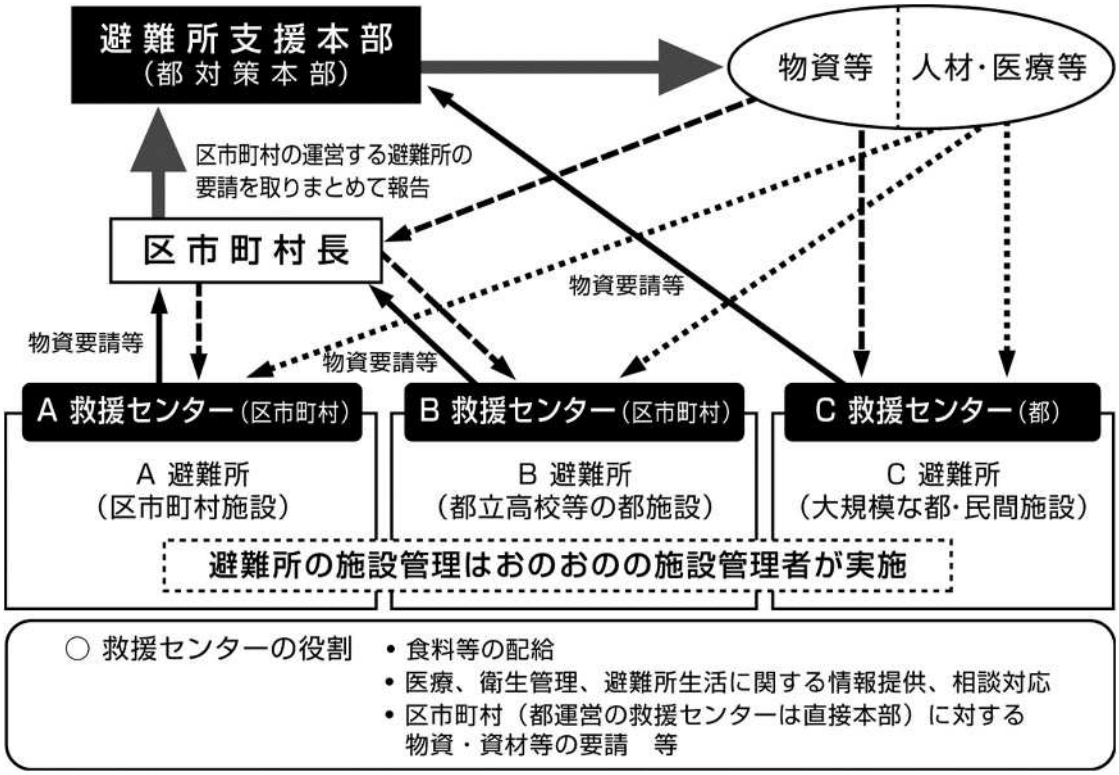

別紙 17　医療救護活動の命令・要請及び情報連絡系統（本文 72 ページ）

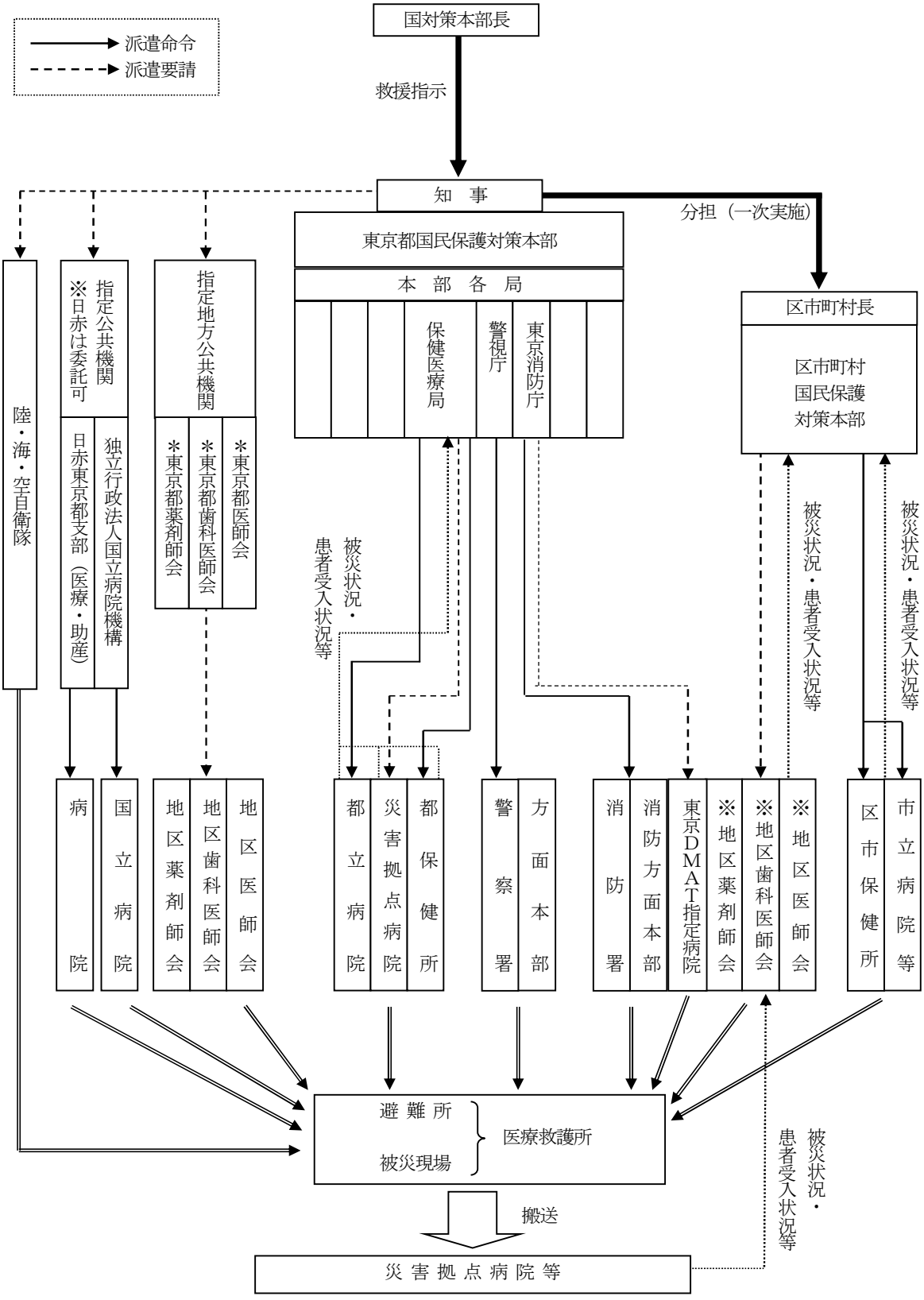

＊別途、協定を締結等
※区市町村と協定締結済の場合等に運用する。

別紙 18　安否情報の収集・提供の概要（本文 78 ページ、135 ページ）

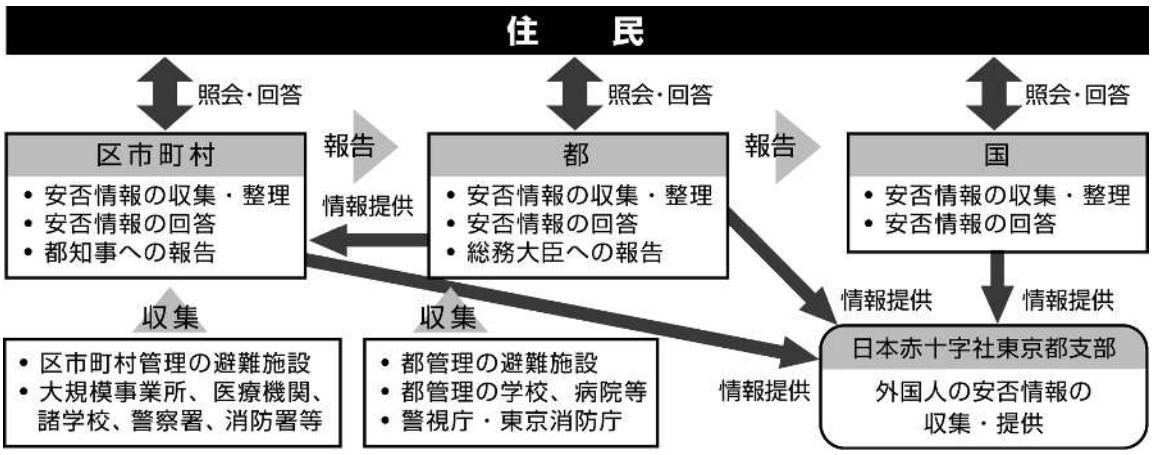

（注）　区市町村による安否情報の収集は、避難住民の誘導の際に、避難住民等から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等区市町村が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報を参考に、避難者名簿を作成する等により行うものとする。

また、区市町村は、あらかじめ把握してある医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有している関係機関に対し、安否情報の収集についての協力を求めるものとする。

≪収集する安否情報≫（本文 135 ページ）

1　避難住民（負傷した住民も同様）

①　氏名　　②　フリガナ　　③　出生の年月日　　④　男女の別

⑤　住所（郵便番号を含む。）　　⑥　国籍

⑦　①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

⑧　負傷（疾病）の該当　　⑨負傷又は疾病の状況

⑩　現在の居所　　⑪　連絡先その他必要情報

⑫　親族・同居者への回答の希望　　⑬　知人への回答の希望

⑭　親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表の同意

2　死亡した住民（上記①～⑦に加えて）

⑧　死亡の日時、場所及び状況

⑨　遺体が安置されている場所

⑩　連絡先その他必要情報

⑪　①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答への同意

別紙 19　退避の指示の概要（本文 84 ページ）

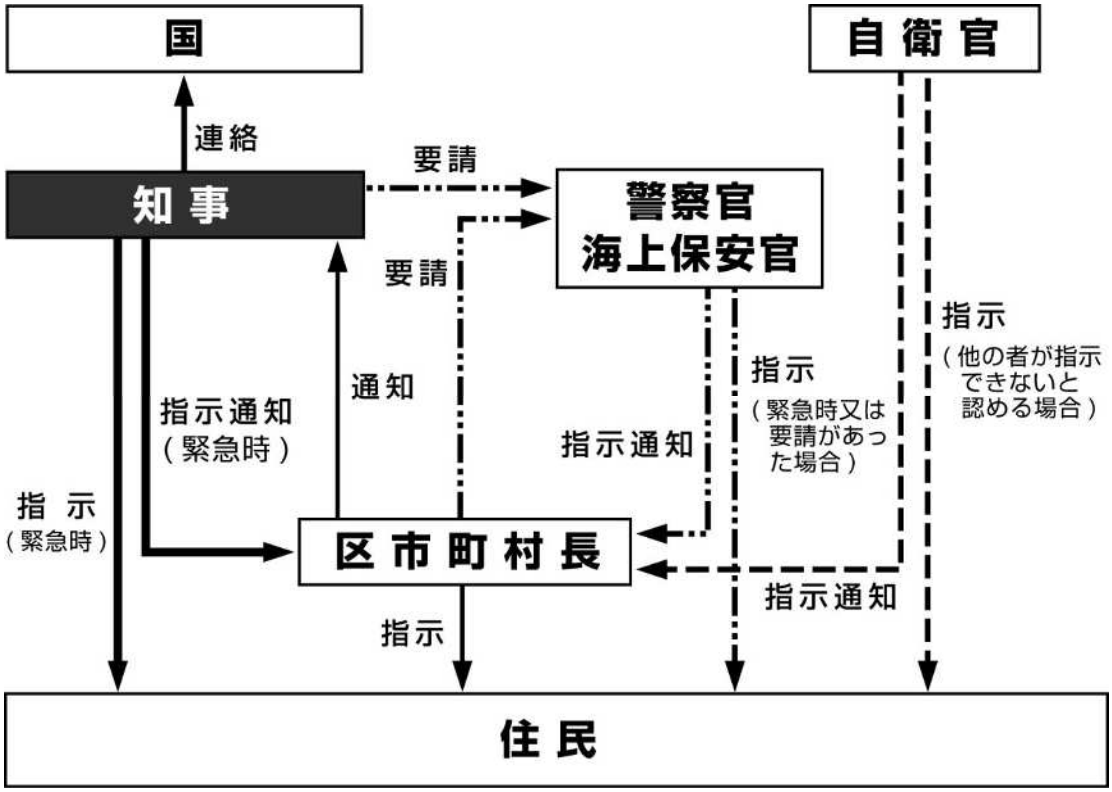

≪屋内退避のイメージ≫

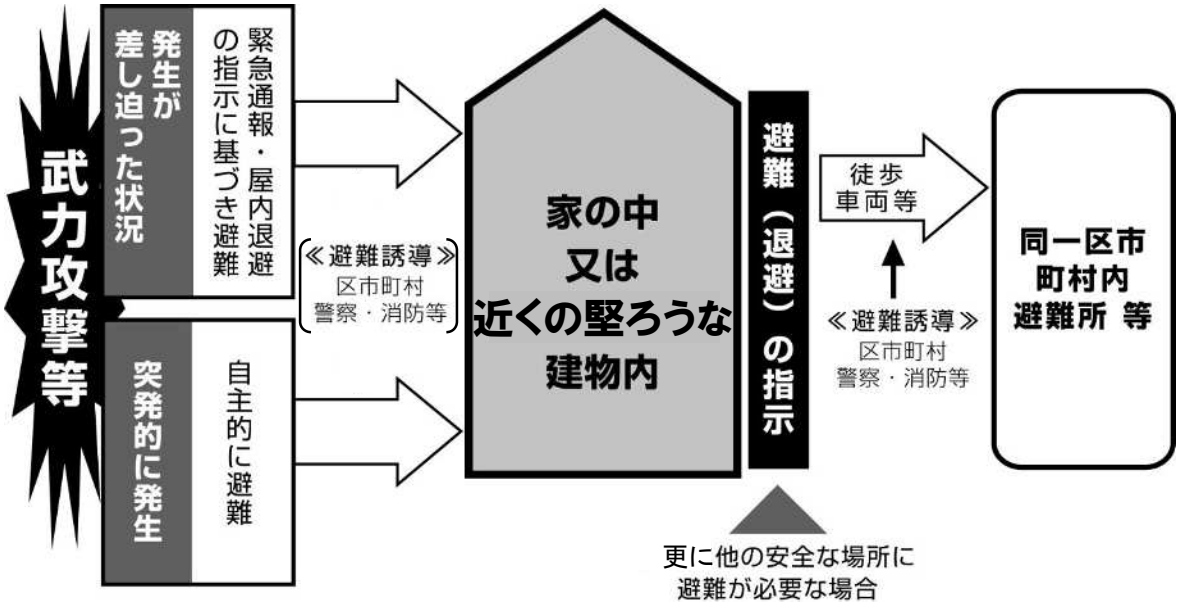

≪屋内退避の指示（例）≫

○　「△△市○○町×丁目、××市△△町○丁目」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、屋内に一時退避すること。

≪屋外退避のイメージ≫

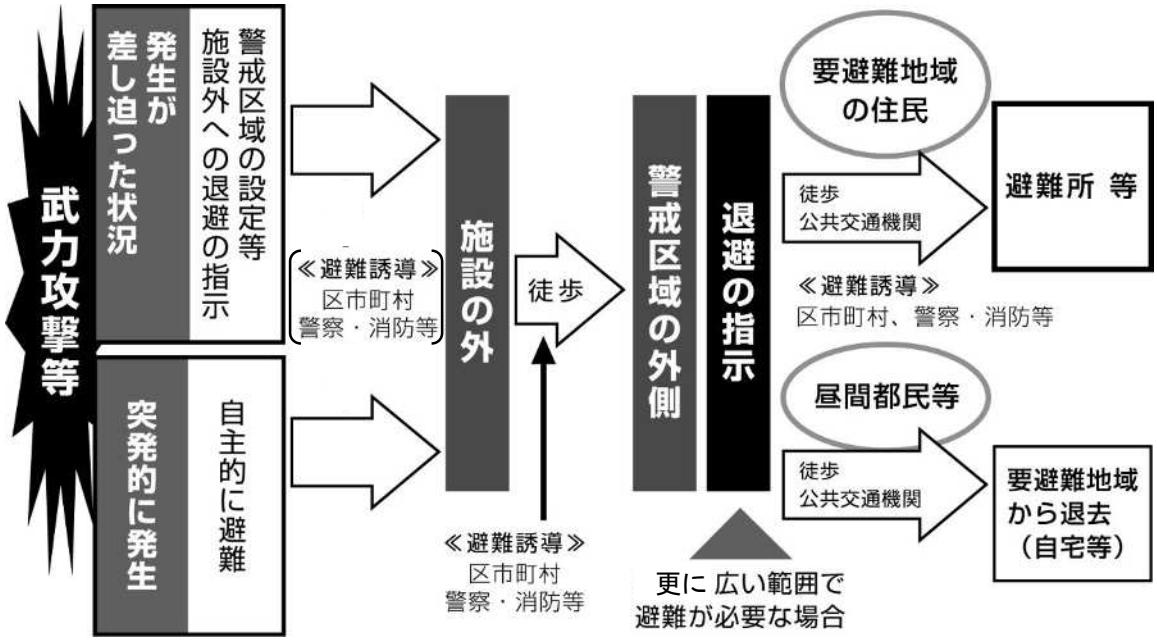

≪屋外退避の指示（例）≫

○　ＪＲ及び地下鉄○○駅構内にいる者は、△△△の危険があるため、構内放送や職員の誘導に従い、落ち着いて駅外に退避すること。

別紙 20　警戒区域の設定の概要（本文 85 ページ）

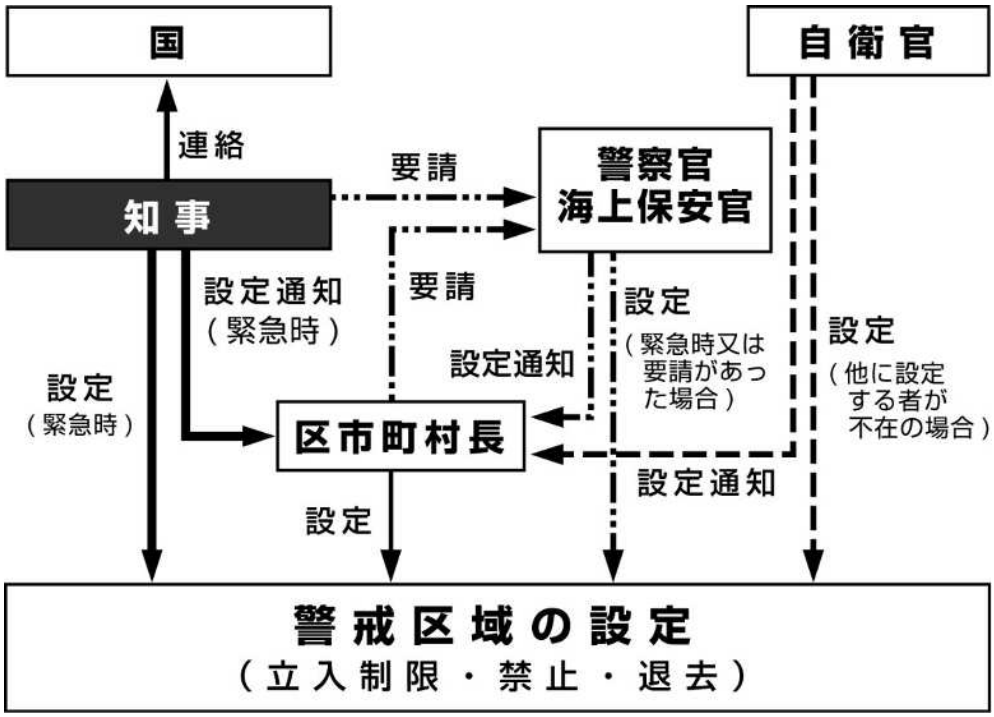

別紙 21　消防の指揮・命令系統（本文 86 ページ）

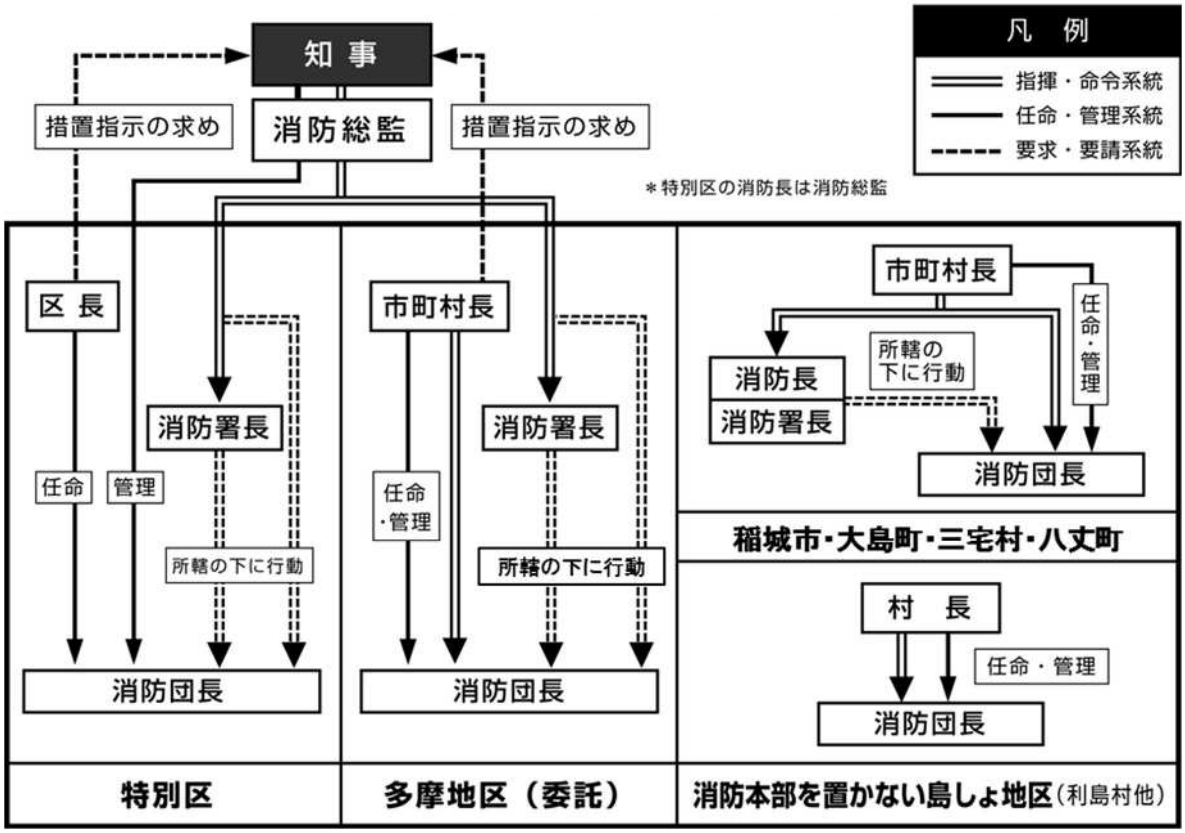

別紙 22　生活関連等施設の種類等及び所管省庁（本文 88 ページ、156 ページ）

国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名
第27条	１号	発電所、変電所	経済産業省
	２号	ガス工作物	経済産業省
	３号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	国土交通省、環境省
	４号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	５号	電気通信事業用交換設備	総務省
	６号	放送用無線設備	総務省
	７号	水域施設、係留施設	国土交通省
	８号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	９号	ダム	国土交通省
	10号	危険物質等（国民保護法施行令第28条）の取扱所	
第28条	１号	危険物	総務省消防庁
	２号	毒物・劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	３号	火薬類	経済産業省
	４号	高圧ガス	経済産業省
	５号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	６号	核原料物質	原子力規制委員会
	７号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	８号	毒薬・劇薬（医薬品医療機器等法）	厚生労働省、農林水産省
	９号	電気工作物内の高圧ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

別紙 23　危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧（本文 90 ページ、119 ページ）

物質の種類	区分	措置		
		1号	2号	3号
消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第２条第７項の危険物（指定数量以上のものに限る。）	消防法第 11 条第１項第１号の消防本部等所在区市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在区市町村の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（稲城市を除く。）	消防法第12条	○	○
	消防法第 11 条第１項第１号の消防本部等所在区市町村以外の区市町村の区域に設置される製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は移送取扱所（二以上の都道府県の区域にわたって設置されるもの及び一の消防本部等所在区市町村の区域のみに設置されるものを除く。）において貯蔵し、又は取り扱うもの			
毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第２条第１項の毒物及び同条第２項の劇物（同法第３条第３項の毒物劇物営業者、同法第３条の２第１項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）	毒物及び劇物取締法第４条第１項の登録を受けた者が取り扱うもの（都知事が当該登録の権限を有する場合）	○	○	○
	毒物及び劇物取締法第３条の２第１項の特定毒物研究者又は同法第２条第１項の毒物及び同条第２項の劇物を業務上取り扱う者が取り扱うもの			
火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第２条第１項の火薬類	製造業者、販売業者又は消費者に対して、製造施設又は火薬庫の全部若しくは一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	火薬類取締法第 45 条		

	製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取り扱う者に対して、製造、販売、貯蔵、運搬、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	火薬類の所有者又は占有者に対して、火薬類の所在場所の変更又はその廃棄を命ずること。			
	火薬類を廃棄した者に対して、その廃棄した火薬類の収去を命ずること。			
高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第２条の高圧ガス（同法第３条第１項各号に掲げるものを除く。）	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯蔵所若しくは第二種貯蔵所の所有者若しくは占有者、販売業者若しくは特定高圧ガス消費者又は液化石油ガス法第６条の液化石油ガス販売事業者若しくは液化石油ガス法第 37 条の４第３項の充てん事業者に対し、製造のための施設、第一種貯蔵所、第二種貯蔵所、販売所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用を一時停止すべきことを命ずること。	高圧ガス保安法第 39 条		
	第一種製造者、第二種製造者、第一種貯所又は第二種貯蔵所の所有者又は占有者、販売業者、特定高圧ガス消費者、液化石油ガス法第６条の液化石油ガス販売事業者、液化石油ガス法第 37 条の４第３項の充てん事業者その他高圧ガスを取り扱う者に対し、製造、引渡し、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限すること。			
	高圧ガス又はこれを充てんした容器の所有者又は占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命ずること。			
医薬品医療機器等法（(昭和 35 年法律第 145 号)第 44 条第１項の毒薬及び同条第２項の劇薬（同法第 46 条第１項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）	医薬品医療機器等法施行令第 80 条の規定により都知事の処分を受けている者が所持するもの	○	○	○

・　措置欄の１号、２号、３号は、それぞれ下記に掲げる措置を意味する。

１号　取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

２号　製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

３号　所在場所の変更又はその廃棄

・　措置欄の〇は、国民保護法第 103 条第３項により当該措置の権限が与えられていることを意味し、それ以外の記述は、当該措置の権限を与えている既存の個別法を意味する。

備考　１　この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が事態対処法第２条第７号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置を含まないものとする。

２　自動車、軽車両（原動機付き自転車を含む。）その他による運搬又は火薬類取締法第 50 条の２第１項の規定の適用を受ける火薬類の消費については、都公安委員会が命ずることのできる措置である。

別紙 24　生活基盤等の確保に係る指定公共機関及び指定地方公共機関の措置等（本文 99 ページ）

機　　関	必要な措置・準備
電気事業者及びガス事業者	電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置
水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者	水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置
運送事業者	旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置
電気通信事業者	通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置
一般信書便事業者	信書便を確保するために必要な措置
病院その他の医療機関	医療を確保するため必要な措置
河川管理施設、道路、港湾及び空港の管理者	河川管理施設、道路、港湾及び空港を適切に管理するために必要な措置

別紙 25　他道府県からの避難住民の受入れの概要（本文 103 ページ）

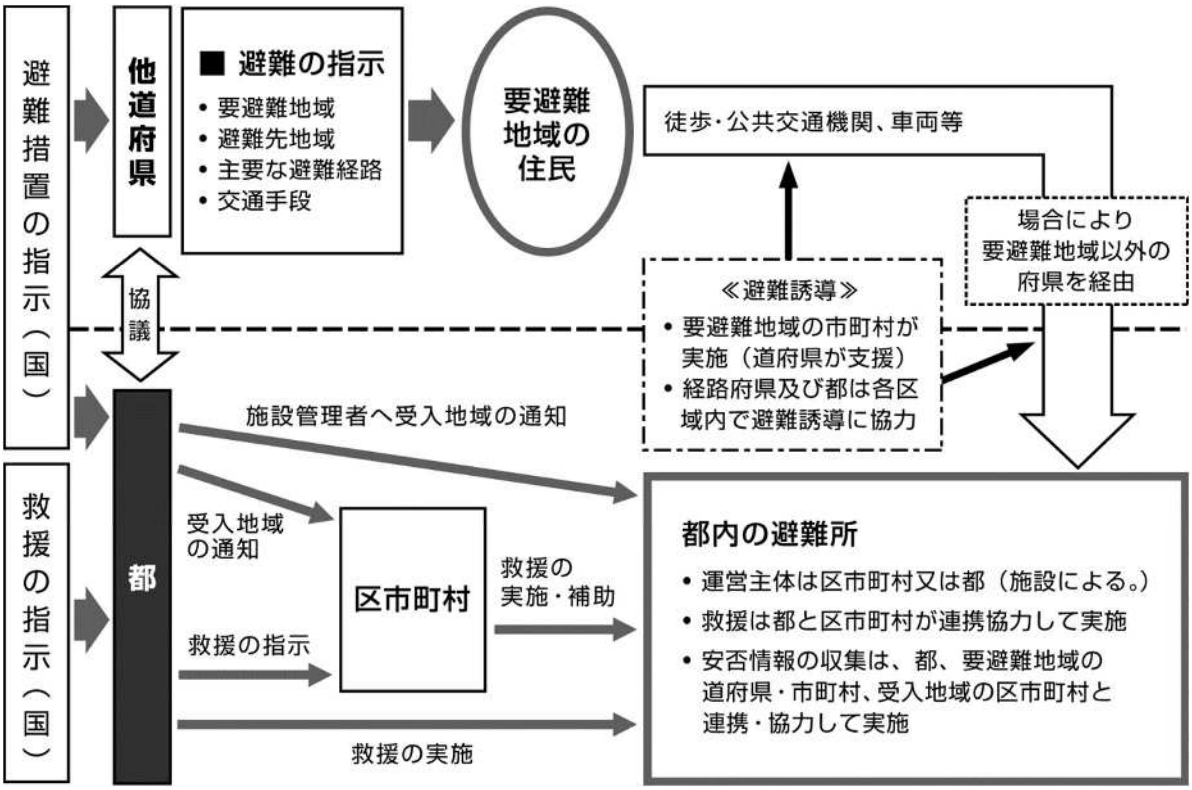

別紙 26　テロ等が発生した場合の対処（本文 114 ページ）

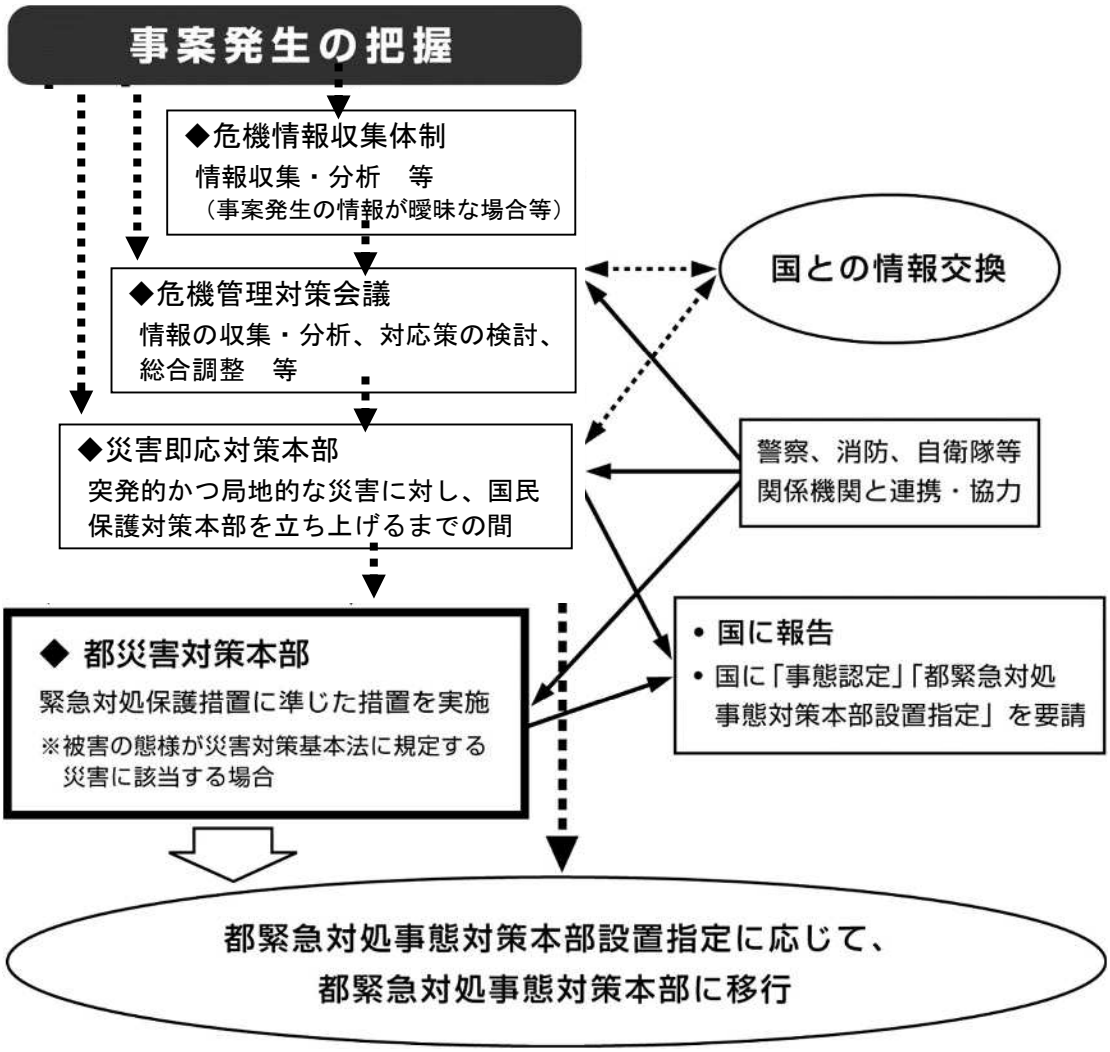

≪例（大規模テロ等）≫

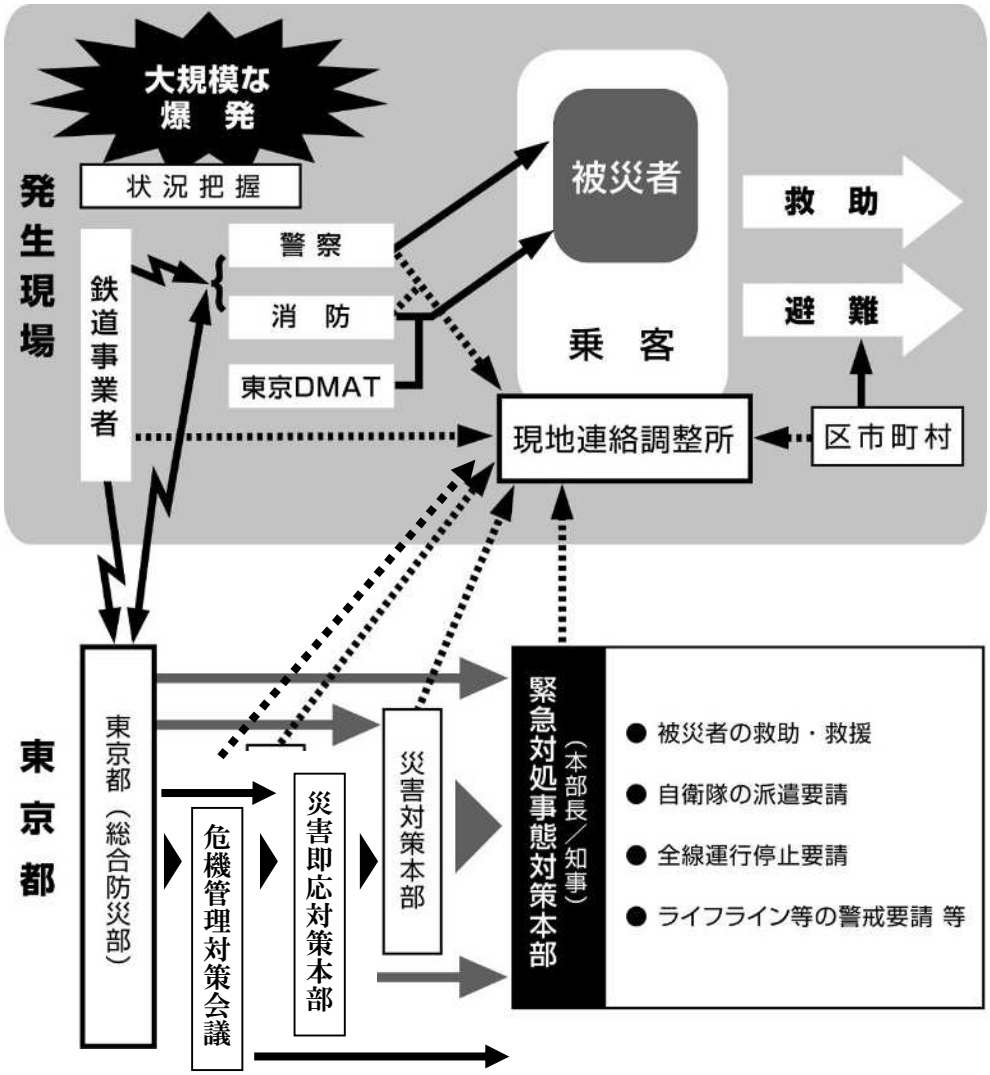
大規模な
爆　発
発生現場
状況把握
鉄道事業者
警察
消　防
東京DMAT
被災者
乗　客
救　助
避　難
現地連絡調整所
区市町村
東京都
東京都（総合防災部）
危機管理対策会議
災害即応対策本部
災害対策本部
緊急対処事態対策本部
（本部長／知事）
● 被災者の救助・救援
● 自衛隊の派遣要請
● 全線運行停止要請
● ライフライン等の警戒要請 等

別紙 27　各局等が平素に行う業務（本文 126 ページ）

局 等 名	平 素 の 業 務
政策企画局	1　国民保護に関する広報及び広聴に関すること。 2　報道機関との連絡に関すること。 3　国民保護に関する放送の要請に関すること。 4　在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。
子供政策連携室	他局に対する応援のための体制整備に関すること。
総務局	1　国民保護に関する総合調整に関すること。 2　国民保護協議会の運営に関すること。 3　国民保護計画の見直し・変更に関すること。 4　初動体制の整備に関すること。 5　職員の参集基準の整備に関すること。 6　非常通信体制の整備に関すること。 7　指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、区市町村等との連携体制の整備に関すること。 8　区市町村に対する指導・連絡に関すること。 9　国民の権利利益の救済に関する手続の整備に関すること。 10　研修、訓練に関すること。 11　危機情報等の収集、分析等に関すること。 12　特殊標章（赤十字標章を除く。）の交付、許可に関すること。 13　警報の通知、避難の指示、緊急通報に係る整備に関すること。 14　避難施設の指定に関すること。 15　被災情報の収集・提供体制の整備に関すること。 16　安否情報の収集・提供体制の整備に関すること。 17　避難者の運送及び避難所の設営に関すること。 18　救援物資の備蓄、運送及び配分に関すること。 19　都庁舎における警戒等の予防対策に関すること。 20　東京都立大学の施設における警戒等の予防対策に関すること。 21　その他各局等に属さない武力攻撃事態に関する整備
財務局	1　国民保護対策関係の予算、その他財務に関すること。 2　車両の調達に関すること。 3　緊急通行車両確認標章等に関すること。 4　野外収容施設の設営に関すること。
デジタルサービス局	1　国民保護に係る各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関すること。 2　島しょ海底光ファイバーケーブルに関すること。 3　基盤システムの維持に関すること。
主税局	被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること。
生活文化局	1　在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整に関すること。 2　国民保護に係るボランティア等の支援に関わる総合調整に関すること。 3　生活文化局が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
都民安全総合対策本部	他局に対する応援のための体制整備に関すること。
スポーツ推進本部	スポーツ推進本部が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。

別紙

局等名	平素の業務
都市整備局	1　建築物等の防災に関すること。 2　米軍施設等との情報連絡及び調整に関すること。
住宅政策本部	1　被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資等に関すること。 2　応急仮設住宅等の確保及び応急修理に関すること。 3　都営住宅に関すること。
環境局	1　高圧ガス及び火薬類の保安対策に関すること。 2　廃棄物（し尿を含む。）の処理に関すること。
福祉局	1　乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関すること。 2　要配慮者用物資の備蓄、運送及び配分に関すること。 3　福祉避難所の設営に関すること。 4　義援金の募集・受付・配分及び義援物資の取扱いに関すること。 5　前各号に掲げるもののほか、救援及び保護に関すること（他の局に属するものを除く。）。
保健医療局	1　医療及び防疫に関すること。 2　遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 3　赤十字標章の交付、許可に関すること。 4　地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること。 5　前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関すること（他の局に属するものを除く。）。
産業労働局	1　中小企業及び農林漁業団体等の対策に関すること。 2　産業労働局が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
中央卸売市場	1　生鮮食料品等の確保に関すること。 2　中央卸売市場が管理する施設における警戒等の予防対策に関すること。
スタートアップ戦略推進本部	他局に対する応援のための体制整備に関すること。
建設局	1　河川管理施設及び海岸保全施設の保全に関すること。 2　道路及び橋りょうの保全に関すること。 3　水防に関すること。 4　河川、道路等における障害物の除去に関すること。 5　公園の保全に関すること。
港湾局	港湾施設、海岸保全施設、都営漁港及び都営空港の警戒等の予防対策に関すること。
会計管理局	現金及び物品の出納及び保管に関すること。
交通局	1　都営交通施設の警戒等の予防対策に関すること。 2　電車、バス等による運送に関すること。
水道局	1　水道施設の警戒等の予防対策に関すること。 2　応急給水に関すること。
下水道局	下水道施設の警戒等の予防対策に関すること。
教育庁	1　文教施設の警戒等の予防対策に関すること。 2　被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。 3　文化財の保護に関すること。

局等名	平素の業務
選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局	他局に対する応援のための体制整備に関すること。
警視庁	1　警備体制の整備に関すること。 2　情報収集・提供等の体制整備に関すること。 3　警備情報の収集に関すること。 4　通信体制の整備に関すること。 5　装備・資機材の整備に関すること。 6　交通規制に関すること。 7　生活関連等施設の安全確保の助言に関すること。 8　関係県警察との連携に関すること。
東京消防庁	1　消防活動体制の整備に関すること。 2　通信体制の整備に関すること。 3　情報収集・提供体制の整備に関すること。 4　特別区消防団に関すること。 5　装備・資機材の整備に関すること。 6　特殊標章の交付・管理に関すること。 7　生活関連等施設、危険物質等（消防法に関するものに限る。）取扱所の安全化対策に関すること。 8　事業所に対する避難等自主防災体制の指導に関すること。 9　避難住民の臨時の収容施設等に関する基準に関すること。 10　都民の防災知識の普及及び防災行動力の向上に関すること。
支庁	1　管轄町村の区域における国民保護に関する連絡調整に関すること。 2　国民保護対策本部地方隊に関すること。

別紙 28　物資・資材の運送体制（本文 76 ページ、154 ページ）

